

大阪ボランティア協会 裁判員 ACT

2019 裁判体験記・傍聴記コンテスト

入賞作品集

授賞式

2019 年 12 月 1 日（日）

市民活動スクエア CANVAS 谷町
大会議室

社会福祉法人 大阪ボランティア協会

目 次

受賞作品・募集要項 ······	3
------------------	---

【一般部門】

大賞「初めての傍聴～傍聴力フェに参加して～」嶋村玲子 ······	4
佳作「初めまして、裁判所」美波 ······	6
入選（第1席）「金属探知機の向こうの知らない世界」塩田宴下 ······	8
入選（第2席）「人生いろいろ、検察官もいろいろ」小石川ゆうき ······	11
入選（第3席）「怒りの本人訴訟」栗英田一 ······	13
入選（第4席）「社長の末路」柚木みかん ······	15

【学生部門】

佳作「証言台の人達」長月 ······	17
「選評」森野俊彦（弁護士） ······	19
「選評」鈴木輝一郎（小説家） ······	24
「解説」コンテスト事務局 ······	25

大阪ボランティア協会裁判員ACT
2019裁判体験記・傍聴記コンテスト

募集規定

・募集期間 2019年5月21日～10月15日（消印有効）

【一般部門】

大賞

嶋村玲子「初めての傍聴～傍聴力フェに参加して～」

・応募資格

（一般部門）不問、（学生部門）小中高生

・規定枚数

（一般部門）400字詰め原稿用紙5枚以内
(学生部門) 400字詰め原稿用紙3枚以内

・審査委員

永井美佳（大阪ボランティア協会事務局長）

磯野太郎（市民活動サークルえん代表・裁判員ACTチーフ）

森野俊彦（弁護士・大阪弁護士会）

明賀英樹（弁護士・大阪弁護士会）

西村健（弁護士・大阪弁護士会）

・ゲスト審査員

鈴木輝一郎（小説家）

【学生部門】

大賞

（該当作なし）

佳作

長月（高2）「証言台の人達」

【一般部門】

大賞

（該当作なし）

佳作

長月（高2）「証言台の人達」

大賞

初めての傍聴　～傍聴力フェに参加して～

嶋村 玲子

『傍聴力フェ』に参加するため、初めて裁判所を訪れました。

傍聴力フェとは、弁護士さん案内のものと、裁判を傍聴して意見を語り合うというイベントです。こんなことでもなければ裁判所に足を踏み入れられないと思つたのと、無料ということに背中を押されました。

警備員の視線を浴びながら入口をくぐると、待ち構えていたのはX線探知機です。ビビりました。刃物厳禁ということです、友人は小さなマイク用ハサミ（眉毛用）を取り上げられました。厳重さは空港並みです。犯人を襲つてやろうという邪心はここで打ち碎かれます。

数人がロビー横の机へと移動していきます。観察していると、机でチェックしメモしていきます。好奇心から私も行きました。今日行われる裁判の一覧、開廷表が置かれていました。ファイルは刑事案件と民事事件と分かれています、名前や

会社名が明記されています。バレバレやん！
刑事案件に「覚せい剤」が多いことにビックリです。こんなに氾濫しているの!? 他、窃盗、詐欺、強盗、住居侵入……。裁かれる場所に来ているので当然なのですが、小さな事件から殺人までが紙面にひしめいていて、思わず眉をひそめます。板子一枚下は地獄といいますが、穏やかな日常生活は、ほんの一枚の板で隔てられているだけなのかもしれません。

集合場所へ行くと、今回アテンドしてくださる弁護士さんから、裁判に関しての説明がありました。開廷に際し権利の告知が必ずあること、推定無罪であること、アメリカの裁判との違いなどです。初めて裁判を見学するシロウトにとって、プロの解説はとても心強い。とくに、推定無罪（冤罪の可能性もある）なのだから、傍聴人に手錠姿を見せるのはどうかという意見にはハツとしました。被告人として裁判の場に立つイコール悪ではない、という観点を忘れていました。

本日の裁判員裁判は殺人。息子が父親を刺殺した事件です。罪は認めており、争点は量刑でした。裁判員裁判は公判前整理が行われ、審理がスムーズに進むようにされているそうで、次々に事件の裏側の『なぜこうなったのか』が展開していきます。弁護士が情状酌量を求めるため、家族四人の年表をと

うとうと述べました。両親の結婚生活、本人の生い立ち、それぞれの抱える事情、性格、病歴、DV、離婚、イジメなどが、つまびらかにされていきます。今回の事件の発端は、発達障害を抱える息子（犯人）が、父から逃れるためにゲームセンターで遊び、キャッシングローンを始めたことからでした。

ほんのわずかのお金から、殺人にまで至ってしまう。ボタンの掛け違えのようなズレで最悪のシナリオへと向かつたことにゾッとした。

また、裁判をするということは、他人に隠していた日常生活を暴かれるとということだとわかりました。両親の結婚の経緯、日常生活の内容、離婚に至るアレコレと、事件の背景となりうることは全部公開です。秘密裏に処罰されないためですが、こうもおおっぴらにされるのかと、とても複雑な気持ちになりました。

裁判後、アテンドしてくれた弁護士さんに言われました。
「もし裁判員に選ばれたら、どのくらいの刑が妥当なのか判断しなくてはなりません」

マンションの管理組合役員に（持ち回りで）なるのも気が重いのに、他人の人生の一大事を決断するなんて、気を失うほど憂うつになります。

「過去の判例からすると、だいたいこのくらいの刑になります」

「けれど、今回の犯人は発達障害を患つてたんですね」

「それに父親からの言葉の暴力もあった」

「でも彼は息子のローンを返済してますよ。育児放棄ではない」

参加者から三々五々と意見が出ました。にわかの模擬裁判です。私も考えます。妥当な量刑とはなんなのか。最後には、犯人が無事更生し社会復帰できたらいいなという気持ちにまでなっていました。

できれば裁判員に当選したくないというのが本音ですが、なったあかつきには真摯に考えよう、そして彼がその後どのような人生を歩んでいるのか教えてもらいたい、と思います。

裁判を傍聴してみて、初めて知ったことがたくさんありました。自分の考え方にも幅ができたように感じます。傍聴力 フエはいいキッカケになりました。

佳作

初めて、裁判所

美波

裁判所という場所に来たことすらなく、初めて体験した裁判の傍聴は、想像していたよりも最新っぽいという感想を持った。裁判所のイメージが割と古いイメージで止まっていたせいかもしれないけれど、法廷の中にある左右のモニターや、裁判官や検察官のテーブルにあるようなパソコン等の機械類は想定外だった。

銃刀法違反、殺人未遂……テレビやネット等を通してしか聞いたことのない言葉が裁判官の口から出てくるのも、手錠に繋がれた七十歳の被告人を目にするのも、どこかドラマの中のように感じられて、現実と空想が入り混じったような不思議な感覚だった。使われた凶器は拳銃だった。被告人はかつてアニキ分だった組長からの依頼で、断りきれずに被害者を怪我させに行つたということだった。組の名前や拳銃をチヤカ、道具と言つたり、被害者も打たれたことを弾いたとい

うように表現し、そして被告人の指は何本か欠損していた。本当にそんな風に言うのか、本当にケジメだんだと指を落とすのか。ファイクションの中やニュースでしか見たことのないようなあまりにも生々しい組という存在や暴力団というものに改めて驚き、そして自分とは全く違う世界で生きてきた被告人はただのおじいちゃんにしか見えなかつた。

実際に撃つた時の状況をなるべく詳しく説明されている時、被害者との距離感や腕の向き等をおじいちゃんが思い出しながら行つていたが、事件自体は五年くらい前のものだ。正直うろ覚えのことも多かつただろうし、弁護士もおじいちゃんに合わせてか「なんとなく」「これぐらい」といったようなふわふわとした会話のやりとりがあつた。裁判といつてもこんな感じでいいのかと思つていたら、案の定裁判官から叱られていた。その裁判官の言葉を聞きながら、人の人生、一つの裁判で決まる判決は複数人の人生も関わつているのだと改めて思つた。判決を下すというのは、やはりとても責任が重いことだ。

裁判の争点として、殺意の有無というのがあつた。殺してやるというような明確なものではなく、相手が死ぬかもしれないがそれでも構わない、という意味らしい。あと一歩何かが違えば、被害者は亡くなつていたかもしれない。殺そうと

いう気持ちは無かつたという質問にはその時には頭に無かつたと言つた。近い距離で外さないという自信のせいなのか、拳銃という危険な凶器にも関わらず、被告人は欠損した手で被害者を撃つた。傍聴を聞いた時点では、被告人の考える何もかもが軽率で、軽んじていると思つた。私の指は全て揃つてゐるけれど、欠損した状態で固定つて難しくないかと、一緒に裁判の傍聴をしていた方達と話したりもした。そしてその後、判決を傍聴しに行つた。前回の時には空席も目立つていたけれど、判決の時にはほとんどの席が埋まつていた。

結果としては、懲役十一年という有罪だつた。振り返りのように話された内容の中に、被告人は前科もあり、この事件が起こつて逮捕される合間にも別の件で逮捕されたりしたらしい。計画性もあり、拳銃という人の命を奪いやすい凶器の使用も、事件としては凶悪なのにあまりにも安易に引き受けた。正直、判決を聞いてそんなものなのかという気持ちになつた。でも私の今からの十一年と、病氣も持つておじいちゃんの十一年だと大きく違うだろう。私の人生とこのおじいちゃんの人生は全く違うものではあるけれど、暴力団の中での兄弟関係というのはそれほどまでに尊重すべき大事なもののかと思つてしまふ。命のやりとりも普通に生きている人よりも遙かに多く、そして実際にそういうものがある

と知識としては何となく知つていても、やはり私の中ではフイクションのような枠を超えてなかつたのかと実感した。この裁判の傍聴にくるまでは、そもそもどうして皆傍聴しに行くのだろうとも思つていた。人によつては理由は様々かもしれないけれど、遠かつたような現実が不意にリアルになるようなそんな感覚を味わつた身としては、見に行つて知るというだけでも何か違うのかもしれないと思つた。

機会があれば、また行つてみたい。

あの銀色のアーチが空間移動装置だったのではないかと思えてくる。

「これは持ち込めないんです」

金属探知機の向こうの知らない世界
塩田 実下
裁判の傍聴へ行く機会があり、初めて裁判所に行くことになった。

辿りついた建物の入り口にあったのは、空港の保安検査場でよく見る金属探知機。事前に荷物チェックがあるとは聞いていたが、鞄の口を開けて簡単に中身を確認する程度のものを想像していた私は少々浮かれた。

空港で金属探知機を通るときは、いつもわくわくした気持ちになる。日常とは遠く離れた不思議な世界が、あのアーチの向こうに繋がっているような気がして、少しの緊張と高揚感に胸が高鳴るのだ。

実際はアーチを通つても剣と魔法の世界が目の前に広がってなんていなし、タイムスリップもしない。けれど金属探知機を通つて飛行機に乗り、見知らぬ土地へ行って旅を満喫したあと、また同じゲートを通つて見慣れた町に帰ると、

荷物をスキヤナーに通すと、係員の方にそう言われた。ポーチに入っていたのは刃渡り三センチほどの鋏。こんな小さなものでもダメだなんて、そんなところまで空港と同じだ。鋏を預けると代わりに番号札をもらつた。空港と違つたのは、帰りにこの番号札と引き換えに鋏を返してもらえるという点だ。

こうして私は非日常へ続きそうな銀色のゲートをくぐり、初めて裁判所へ足を踏み入れた。

早速、目当ての裁判が行われるフロアに行くと、会社の會議室のような扉がいくつか並んでいた。それぞれに裁判の内容や時間が書かれた開廷表が掲示されている。私たちが傍聴する裁判の罪名は「殺人未遂」と「銃刀法違反」。なかなかにハードそうだ。

私は法廷というものをテレビでしか見たことがなかつたのだが、実際に入つてみると思つていたよりも狭かつた。壁に設置された大きなモニターが、どこかの視聴覚室を思わせた。

さて、裁判は肃々と、そして想像以上に事務的に始まつた。

裁判長が入ってきた後、他の裁判官と裁判員が法廷に入ってきた。被告人が扉から入つたときは少し緊張したけれど、隣に座っていたお爺さんはすでにうたた寝をしていた。

被告人は柄の悪そうな老爺だ。手錠を外され、腰をほどかれて、証言の前に座る。その右手は、小指と薬指が欠けていた。殺人未遂と銃刀法違反という罪を犯した指のない男。なんとなくその身の上は察せられてしまうものである。

予想通り、彼は山口組系の元組員だった。私は彼の指が欠損していることに納得してしまった。

被告人は拳銃で被害者を撃ち、怪我を負わせた。被害者は対立する暴力団の関係者だつたそうだ。被害者は胸部銃撃と肺挫傷でたつた全治三週間の怪我。そのうえ示談は成立済みだというのだから、なかなかに意味がわからない。

被告人は事件当時、すでに暴力団組織から足を洗つていたそうだ。けれど、暴力団時代の兄貴分に「『道具』で怪我をさせてくれ」と依頼され、断れずに犯行に及んだのだと、彼は証言した。この『道具』というのは拳銃のことを指す。

この時点では、気分はすっかり任侠映画の視聴者である。被告人は足を洗つても昔の兄貴分には逆らえず、「命

を取る必要はなく、怪我だけをさせてくれればいいと言われたから請け負つた」と再三主張する。なるほど。傍聴初心者

にもわかりやすい主張の仕方だ。

しかし、一度踏み入れると足を洗つても組織との関係断絶が難しいとは、ヤクザも大変な世界だ。協調性に欠け、帰属意識も薄い私は、気付けば友人や親戚と縁遠くなつていまうから、どうしたつて切れない縁があるのは息苦しそうだとしか思えなかつた。

印象的だったのが、「そういうつた鉄砲玉のような仕事は若い下つ端の仕事なのでは」という質問だ。私も同じことを疑問に思つていた。しかし被告人が言うには「最近の若い者はそんなことはさせない」のだとか。ヤクザも若い人材が不足していると耳にしたことはあつたが、こんなところで生の声を聞けるとは思わなかつた。任侠映画を見ていたのに、突然『クローズアップ現代』にチャンネルを変えられた気分だ。世知辛いのはどの業界も変わらないらしい。

被告人には前科が二十件以上もあつた。強姦、窃盗、暴行などなど。犯罪まみれの人生だ。私からしてみれば、「ものすごく悪い人」だが、きっと暴力団の世界では彼はずつと下つ端の鉄砲玉だつたのだろう。それはそれで、なんだか虚しい人生だと思った。

結局、殺意はあつただろうということで被告人は有罪。懲役十一年が言い渡された。けれど彼は現在糖尿病を患つていて

て、もうじき透析が必要になるそうだ。生きて刑務所を出られない覚悟はしているだろう。

裁判もヤクザも、銃刀法違反も殺人未遂も、私が生きる日常の延長線上、それもすぐそばに確かに存在していた。この世には、まだまだ私の知らない世界がたくさんあるものだ。裁判所から出る際、持っていた番号札を係員の方に渡すと、自動ドアの外まで見送られて建物の外で鍵を返された。空港と違つて、例の金属探知機は通らなかつた。

入選(第二席)

人生いろいろ、検察官もいろいろ

小石川ゆうき

Tシャツにジーパンというラフな格好、テレビショッピン
グをこよなく愛する型破りな検事を、キムタクが颯爽と演じ
るドラマを見ていました。うわー、検事ってかつこいい！

さすがに検事のみなさんがキムタクみたいとは思っていました。
せんが、私の中にドラマの刷り込みは少なからずありました。
さて、とある裁判を傍聴したときのことです。傍聴人は私
とツレ、そして見知らぬおじさんの三人でした。おじさんは
まるでリビングでテレビを見ているかのように、前の席に足
を投げ出していてビックリしました。そして誰も注意しない
ことにも驚きました。

被告人が入ってきました。二十代の若者です。傍聴前に確
認したときには「窃盗」「住居侵入」でしたが、話の流れは
犯人検挙の際に警察が許可もなく店に入ったことを争点に
しているようです。

踏み込まれた店の店主が証人として出廷し、宣誓しました。
被告人が職質から逃げるため、知り合いの居酒屋（証人の店）
に飛び込んだが、警官が踏み込んできたので、屋根を伝つて
隣家に逃げた。それが「住居侵入罪」でした。

ちなみに、最初に職質をかけられてから自転車で二キロ逃
げてます。そりや警察も「なんかある」と思いますが、私服
や制服の警官が「許可なくどどっと」店に踏み込んできただと
聞くと、やや行き過ぎの面もあるかなと思うし、証人である
店主が警察に対して怒っているのも理解できます。

まずは弁護士の質問、そして検察の尋問です。

私がビックリしたのは、検察官の態度でした。

「あなたは、そこにいる被告人のナニガシをよく知っています
か？」

私はナニガシを見ました。「そこにいる」と指定されたか
らです。証人も彼を見ました。その途端、検察官が大声で叱
咤したのです。

「あんたねえ、目配せはダメよ！ ダメツ」

「いや、そんなつもりは」

「とにかく、前だけを見て答えるように！」

えーっ！ です。いきなり左フックを浴びせられた感じで
す。今まで裁判員裁判を三回傍聴してきましたが、こんな

タイプの検察官はいませんでした。

「開店前なのに、勝手に警官がどどつと入ってきて」

「黙つてたら承諾と取りますよ」

ええっ！ そんな不文律があるとは！ 検察怖い！

「で、どどつとつて何人入ってきたんですか？ 数えました？」

「警察官がビデオを撮つてました。そこからわかるんじやないんですか」

「ほほお、ではあなたは数えてない、と」

なにやらニヤニヤしている検察官、どうも好きになれません。その後も検察官による高圧的な発言が続き、ついに証人がぶちぎりました。

「本つ本当に失礼なモノの言い方しますね！」

傍聴していた私も同感です。聞いてるだけでムカムカして

くるのです。けれど検察官はおかまいなく、「質問だけに答えてください」と、鼻で笑うように言いました。自らの圧倒的優位を確信しあざ笑っているかのようです。証人はカンカンになりました。

「彼女が被告人をどう思っていたか？ そんな他人の感情なんてわかりやしませんよ」

「ああ、あなた、前科がありますね。なんでしたか」（この

裁判に関係ないし）

「そこの紙に書いてあるんでしょ！」

「何で捕まつたか、自分の口から答えてください」

恐ろしく神経を逆なでする質問ばかりです。証人は頭に来て、ついに「知りません」「わかりません」「答えたくないです」を連発して終わりました。

検察の、証言させたくないための計算だったのかもしれません。けれど彼の高圧的な態度が日常的なもので、素の性格が出たものだとしたら？ 彼による取り調べはとても屈辱的で威圧感たっぷりのものでしょう。チカンの冤罪で捕まつたとして、この証人は「知らない」で突っぱねてましたが、私は気が弱いところがあるので、あのようにネチネチとやられたら胃に穴が空き、やつてもいない罪を認めてしまうかもしれません。ゾッとした。

やはり久利生公平はドラマの中だけであつて、警察や検察では紳士的な対応をしてくれるとは限らないのだと肝に銘じ、また、証人の迎合しない強気な態度にも感服しました。

裁判を傍聴すると、普段の生活では知ることのできない世の中の一面を見ることができます。これからも、機会があつたら傍聴したいと思いました。

怒りの本人訴訟

栗英田 一

平成十二年、たつた一人の戦いが始まった。軽貨物運送業を営んでいた際、元請からの運送代金の支払いが滞った。それまで遅れ遅れに支払いはあつたが、ついに支払いが滞った。しかも、勝手に事務所を畳んでいた。後で漏れ聞いた話だが、元請の代表者は株で損をしたそうである。しかし、そんなふざけた理由で支払いが遅れたり滞ることは、あつてはならぬことだ。運送代金の時効は一年なので、内容証明郵便を郵送して時効を止めることにした。前もつて元請の代表者の現住所を探偵を雇って調べていた。探偵の調査費用と支払いの残り八カ月分、約二百万を請求した。謝罪の返事があつてもいいものだが、連絡は無かつた。簡易裁判所へ支払督促の申し立てをした。それでも全くの無視だった。ここまで無視されると人間というものは、呆れるか相手の自宅に火をつけたくなるものである。それは、後ででも出来ることだ。それよ

りも現金回収が先である。どうすれば取り立てが出来るのか、行政の無料の弁護士相談や弁護士事務所に話を聞きにも行った。大した解決策は聞けなかつた。弁護士は当てにならないものとそのとき勉強した。それならば自分で裁判をしようと思った。それからは仕事終わりに図書館で猛勉強をした。内容証明郵便や支払督促の文面はひな形があるので記入するだけでよかつたが、訴状となると別である。司法試験の勉強を通り越して、いきなり訴訟の勉強をしなければいけない。平成十二年、大阪地裁へ元請を相手に取立訴訟を提訴した。「第一回口頭弁論」当日、どんな顔をして、ノコノコとやって来て、どのように答弁するのか見ものであつたが、被告はこなかつた。答弁書の提出もなかつたため即日結審となつた。ありがたいことである。戦わずして勝つたようなものだ。これで、強制執行が出来る。これで、現金回収が出来る、とその後のとき私は思つた。

「第一回口頭弁論」これは、第三債務者を相手に提訴した裁判である。この第三債務者は元請の取引先である。元請の欠席裁判で勝訴した後、元請と取引のある第三債務者へ強制執行した。元請に支払う売掛金を原告に支払うようとする強制執行だつたが、第三債務者が元請に強制執行の書類を渡して原告側に一切取り合わなかつた。こんなことがまかり通れば

安心して取引が出来なくなる。そこで私は今度は第三債務者を被告として提訴したのだ。第一回口頭弁論当日、被告は欠席した。またも欠席裁判である。どこまで人をバカにしているのか。今度は元請の第三債務者の動産を差し押さえるため被告の会社へ向かった。執行官の説得により、ようやく第三債務者の会社社長は事の重大さが理解出来たのか、数日後、私の銀行口座に請求金額が振り込まれた。

「第1回口頭弁論」この裁判は失敗だつた。債権は回収したが、ここまで二年かかった月日と労力を考えれば、到底許されるものではなく第三債務者に対して債務不履行による損害賠償請求の裁判を提訴した。相手側は弁護士を立てて反訴状を送ってきた。私は反訴被告になつた。こんなことで怯むわけがない。運送業の運転手というのは、毎日加害者になるか被害者になるかの紙一重である。時間厳守のため人を轢くことや、他の車両にぶつけられて大ケガをしたり命を落とす可能性が高い。そういう状況で仕事をしているのだから、きつちり運送代金はもらわなければならぬ。それを自分の都合で金を支払わない相手を徹底的に潰してやりたい。と、そのようなことを私は準備書面にも答弁書にも書いた。命を取るか金を取るかの裁判であつた。裁判長には、その辺の事情を酌んでもらつたものと考える。本来ならばこんなバカげた

裁判は棄却されてもおかしくない。しかし、この後、全四回の口頭弁論で約六ヶ月後に判決の言い渡しとなつた。訴えは認められなかつた。私の考えは、交通事故のように被害を受けた期間で算出して損害額や慰謝料を求めたが、債務不履行の損害賠償は年5%か6%の金利でしか請求出来ない。これは結審の後、裁判長から個別に呼び出されて聞いたことである。また、原告には、反訴状が出されているが、これについては相手側の不当訴訟として訴えを取り下げると言つてくれた。実は相手の弁護士は着手金をもらえずに弁護をしていたので早く終わりたかつたということをその弁護士から直接聞いた。戦いは終わつた。

これが、私が実際に体験した本人裁判である。このように経営者というのは法律を知らない。経営者ならば、業務に関する特別法、税金や雇用に関係する法律、そして民法くらいは知つておくべきである。経営者がそれらの法律を知らないから、大中小を問わずブラックな企業がのさばるのである。これから経営者になろうとしている人は、学校で習う社会科よりも社会の仕組みを勉強してほしいものである。

社長の末路

柚木みかん

短大を卒業し新社会人になった私に、父が言いました。
「石の上にも三年つて言うだろう。仕事を覚えるには三年必要だ。がんばりなさい」

格言を心に刻み、七年ほど勤めて寿退社。数社の転職を経て某会社に就職しました。『シルバー世代の充実した日々をサポートする』という会社の事業が時代のニーズにマッチし、拡大路線を走っていました。やがて大手企業と資本提携を結ぶに相成り、テレビ取材や、新聞にも取り上げられました。

思い返せばこのあたりから、なにやら雲行きが怪しくなっていたような。大手企業から役員たちがやってきて、法と倫理と秩序を持ち込みましたが、今まで独断と偏見と思いつきで、勝手気ままに采配を振っていた社長は不機嫌です。「金は出しても口まで出すな」って、援助金をふんだくつた悪い嫁のようなセリフを吐いたり、「無茶や」とツッコミた

くなるような裏工作を始めました。が、やはりシロウトレベル。ボロがじわじわと露見し、役員会議で追い詰められます。ついに役員から私に「根拠となる数字を出せ」と直接指示が来ました。今まで社長を介していたのですが、のらりくらりと言い訳を繰り返すことに業を煮やしたのでしよう。万事休す。私は社長に言いました。

「どうしましよう。これ以上ごまかせません。（それまでにあれこれとやつてるし、そろそろ辻褄があわない）」

私としてはもう自白して楽になりたいのです。普通に仕事をしたいのです。

そんな私に、社長は真顔で尋ねました。

「……君は、敵か？ 味方か？」

頭が真っ白になりました。踏み絵？

このことを父に言うと「そんな会社辞めちまえ！」と一喝されました。入社して三年も経つておらず、あの格言は？

と思いましたが、辞めました。

二年後、社長が起訴されました。起訴内容は出資法違反です。私が辞めた後、大手企業も手を引いて、資金不足に陥ったため、会員から『元本保証と夢のようない金利』をうたつてお金を集めたようです。

これを聞いた私は「やはり悪は栄えないな」としみじみ思

いました。

傍聴に訪れると、廊下はシニアたちであふれかえつていました。会社が倒産してしまったので、年会費（安くなるからと十年分払っているひとも）や預け金（各種サービスが受けられたうえ、十年後には満額返金される夢のようなシステム。ひとり百五十万で、夫婦で契約することも）も露と消えました。出資金以外にもお金を取り戻したひとが大勢いるのです。

被害者は「裁判をしてもお金は戻つてこないことはわかっていますが、一矢報いたいという気持ちで告訴した」とのことが露と消えたときの無念はいかばかりでしょうか。

私が働いていたとき、「足腰が弱つてきたら、階段の昇り降りがきつくてね。だから、今住んでいる家を売つて、駅近のマンションを買おうかと。ええ、なけなしのお金」と笑っていた老婦人がいましたが、そんな老後の計画もすべておじやんです。

七十席近い傍聴席はほぼ満席でした。社長の横顔を眺めていると、言われた噴飯物の数々が胸に去来しました。「君、最近尻がおつきくなつたなあ」「そんな貧乏くさいセンスしとるから、あかんのや」

そんな彼が、今は被告人席。お白州に引きずりだされた！物事は収まるべきところに収まるのだなあと感慨深くもありました。

が、当の社長はしれ一つとした顔です。

裁判の前に「大丈夫、たぶん罰金払つて終わりや」と笑いながら言つたそうです。一矢報いたいと歯をギリギリさせながら裁判を起こした被害者と、同じような思いを抱いているであろう傍聴人に、喧嘩売つてるとしか思えない態度を見せていますが、そこが社長の浅はかさです。お金が戻つてこないみなさんは、会社にも社長にも資産はほとんど残つていないことを知っています。結局は泣き寝入りになるであろうことも薄々わかっています。けれど、なんとかして社長をぎやふんと言わせたいのです。

判決が、被害者たちの心を救う内容であることを願つてやみません。

証言台の人達

長月（高2）

僕は中学生の頃、不登校でした。高校生になってからは、友達と遊ばず裁判傍聴するような子供になっていました。何故かというと、ぼくは今不登校支援でtunaというデイサービスに通っています。そこで「昔話裁判」というイベントに参加しました。それから少しずつ裁判に興味をもち、tunaの代表と話していたところ、ACTという団体で裁判傍聴すると聞き参加したのがきっかけです。

実際に行つたのは大阪地方裁判所でした。裁判所は初めてだつたのですが、とても大きく外から写真に収めようとして窓ガラスしか写らず、何がなんだか分からないので諦めました。中に入ると金属探知機があり、卓球クリーナーのスプレー缶を差し抑えられて、焦つてしましました。

傍聴の案内は弁護士の明賀さんでした。傷害致死の裁判を見る予定でしたが満席で入れませんでした。代わりに強制わ

いせつ致傷の裁判を見に行きました。入った時に思ったのですが裁判室の扉は気を付けて締めなくても音が鳴らないようになつていて、やはり静かさを求められているのだなと感じました。始まるまでは映画を鑑賞するかのような雰囲気で今か今かと待つていたのですが、いざ始まると映画のような派手さではなく、肅々とした感じで被告人の犯した罪が読み上げられていました。しかし、内容に聞き入るとともに、ぼんやりともしていました。これは自分が柵の外側からのんきに見ているからだと思います。もし自分が証言台に立つていたらどんな気持ちなのか分からぬですが、そこに立つていて被告人は終始のらりくらりしていて、声も小さく、こんな人が女性を襲つたのが不思議でなりませんでした。その次に危険運転致死の裁判を見ました。被告人はトラックの運転手で親戚の病状を確認するために急いでいたところ、信号無視をして自転車と衝突したようで、被害者も亡くなつたそうです。被告人が言うには信号には気付けなかつたようですが、疑われていました。他にも、警官との取り調べの際に被告人は全ての応答で「いいえ」と答えていましたが、同じ傍聴した人には怪しく見えたようです。やはり裁判の為なのでしょうか。最後にシンナー所持の裁判を見ました。この被告人は他にも多くの罪を犯していて、裁判にも慣れている雰囲気で

した。その被告人の周りには4人も警官が付いていたのですが、その内の一人が裁判席に向けてにらみをきかせていましたのが恐かったです。何のためかと思いましたが、一度逃げようとしたからじやないかなと明賀さんは言っていたと思います。

3つの裁判を見て感じたのは、慣れ不慣れがあるにせよ、その場しのぎでも自分を有利にするための嘘をつくのだとということです。もし自分が、証言台に立った時に嘘をつきそういうになつたらこの時の自分を思い出してみたいです。

森野 俊彦（弁護士）

ひよんなことから、裁判体験記・傍聴記のコンテストなるものに頭を突つ込み、結果として、その選者の栄誉に浴することになった。もちろん、初体験である。最終選考に残った

作品は、学生さんの分を含め全部で7編だったが、作品を通して、一般市民の方が裁判にどのような思いを抱いているのか、あるいは期待しているのか、垣間見えて興味深かつた。裁判官を退職して既に8年になるが、在職中に市民のこうした意見や感想に接していれば、法廷で、傍聴人向けのパフォーマンスも可能であつたかも知れないと思うのだが、残念ながら時すでに遅しだ。

さて、鈴木輝一郎さんが小説家の立場からの選評を書かれたので、私は主として法律家の立場から、若干の選評を申しあげることとする。なお、この選評は、鈴木さんの選評や選考委員の各コメントも参考にさせていただいた。また、私の個人的な好みはあるだけ排除して、公平な評価をこころがけ

たつもりであるが、こうした作品批評については、評価者の属性や経験等によるバイアスの影響を否定することができないことは、芥川賞などの選考経過をみれば明らかである。以下、とにもかくにも裁判官として定年まで勤めた体験や、7年近くになる弁護士としての見聞を通しての感想もまじえてあれこれ書き連ねたが、既にして「妄言多謝」の気持ちである。

今回の選考では、「初めての傍聴　～傍聴力フェに参加して～」が大賞を獲得したが、惜しくも佳作に甘んじた「初めまして、裁判所」とは、まさに紙一重の差であった。両名とも、まるで意を通じるかのように、裁判所の初訪問での印象を述べたあと、それぞれの裁判の内容に入していくのであるが、展開される法廷場面の各所で、素直な感想や意見を織り込み、大賞作は「妥当な量刑とは何か」、佳作作品では「今后の人生への思い」にそれぞれ触れ、いずれも甲乙つけがたい作品だったといえる。佳作作品は、最後の判決言渡しまでの傍聴されたことを評価する意見もあり、内容の充実度では上回っていると思われたが、大賞作には裁判傍聴で自分が変化したことによる「気付き」を吐露した素直さがあり、それが僅差で賞を分けたといえるかもしれない。他の作品も、それ

それに読ませる内容を持つてているのは、さすがだと感じた。

今回は、最終選考に残った一般部門 6 編、学生部門 1 編を選考対象とした。以下、それぞれの作品について、感じたことを記す。

大賞「初めての傍聴 ↗傍聴カフェに参加して ↗」は、冒頭すぐのところに、「X線探知」に触れ、これを怖がる筆者が登場する。開廷表の一覧、担当弁護士からの説明、手錠姿の公開、量刑審理と、それぞれの觀察眼に素直さがあり、「平凡」のなかにキラリと光るものがある。

しかし、マンションの管理組合役員になるのも消極的な筆者に、裁判員になれというのは、気を失うほどの憂鬱さを押しつけるのか、「にわか模擬裁判」を経験したあとでも「裁判員に当選したくない」という本音をもらされていて、考えさせられる問題である。もっとも「なつたあかつには真摯に考えよう」とされているし、裁判傍聴で考えに幅ができたように感じるときれている。むしろ、このような方こそ、裁判員として「当選」された場合、素晴らしい働き方をされるのかもしれない。

佳作「初めまして、裁判所」も、初体験としての裁判傍聴

にもかかわらず、見るべきものを見ている洞察力に驚かされる。

筆者は、裁判所がどのような結論を下すのか関心をもつて、判決言渡しまで傍聴にてかけていく。そして、懲役十一年という量刑を耳にして、筆者のこれからの中と病気持ちの中での兄弟関係や、人が裁判傍聴に出かける意味にまで及び、「遠かつたような現実が不意にリアルになるような感覚を味わった者」として、「見に行つて知るというだけでも何か違うのかも知れない」との感慨を披瀝される。

さらに筆者は「未必の故意」という言葉を使わずに、ものの見事に、「人の生命に対する無責任な態度」が殺意に結びつく可能性を指摘している。わずか一回の裁判傍聴で、裁判傍聴そのものの魅力や可能性を導きだそうとする、筆者の「思索力」に兜を脱ぐ思いだ。今後も、裁判傍聴を続けられ、その感想をぜひきいてみたい。

入選「金属探知機の向うの知らない世界」は、金属探知機の非人情性・非日常性と法廷で垣間見る「(世間とは隔絶した)親分・子分の人情の世界」を対比させる手腕は相当なもので、裁判所を出る際は「金属探知機を通らなかつた」の末尾も手

練れの書き手であることをうかがわせるが、結果的にこうした技巧が、採点が伸びなかつた要因になつたかも知れない。裁判所に出かけていきなり金属探知機に出会う、という書出しが、その場面を深く追求すれば、カフカが「城」などで描いた不気味さというか、官僚機構の理不尽さを連想させるものもある。しかし、その後は比較的平穏で、いわゆる「鉄砲玉」組員であつた被告人の殺人と銃刀法違反の審理を淡淡と描写する。作者の力量からすれば、普通に思いのたけを綴られた方がよかつたようと思われる。

入選「人生いろいろ、検察官もいろいろ」も読んでいて楽しまれた。こんな検察官がいるのかと驚天動地の思いを感じたし、証人と検察官のやりとりを臨場感たっぷりに活写する筆力は相当なもので、これだけひどい検察官の存在を教えてくれた功績も大きい。

ただし、それだけでは不十分であり、裁判官がその時なにをしていたのかに触れていないのが非常に残念である。この裁判官は、傍聴席で前の席に足を投げ出している人がいるのを見ていながら注意もせず、証人をいたぶる高圧的な検察官に対しても注意していない。もし筆者が、検察官を厳しく批判した刀でもつて、返す刀で裁判官にも立ち向かつていかれ

ていたら、すつきりと溜飲をさげることができたのにと思う。しかし、ユーモア感覚は抜群なので、別の裁判の瞥見記で、その力を発揮されるのが楽しみである。

入選「怒りの本人裁判」は、ご本人自らの裁判奮闘記だ。運送業者を相手取つた約200万円の支払命令が確定したのち、次は第三債務者である元請け業者を相手に取り立て訴訟を提起して勝訴した、という実際の体験が語られる。支払い督促はいわば簡易な裁判の典型とされているが、弁護士ではない人からすれば、結構大変だったと思われる。筆者は、取立てを実現させるべく探偵に頼んでまで代表者の住所を探りあてる。それはひとつ執念といつてよいが、その選択は、弁護士に委任していたら住所を探りだすことは困難だという予測があつたからだろうか。弁護士としては複雑な気持ちである。三番目の訴訟は、債務不履行の損害賠償の事案において、相手方の不誠実な態度で回収が遅延した場合に慰謝料までとれるかという点が争点になつたが、残念ながら請求は認められなかつた。これも弁護士に相談してもおそらく受けたまゝの見通しがあつたのかもしれないが、評議も弁護士なので、できればその前に弁護士に相談してほし

かつたというのが正直なところである。

しかし、問題の本質は、そこにあるのではないよう思ふ。

筆者は、督促を申し立てる前に、市民のための法律相談や弁護士事務所に出向いたが、結局、弁護士は当てにならないものと考えて、猛勉強して本人訴訟に踏み切ったのだ。こうした「たったひとりの戦い」をせざるをえなかつたこと自体が問題ではなかろうか。その点に焦点を当てて、なぜ弁護士を選任せず、本人で闘わざるをえなかつたのかを中心に詳しく語られた方がよかつたように思われる。

入選「社長の末路」も面白い。筆者の働いていた会社の社長が裁きの庭に立たされているのを傍聴席から見るという、得難い体験を叙述したものでそれなりに読者をひきつけるが、いかんせん、その道行が長いうえ、社長への怒りにしても、それが個人のレベルにとどまつていて、読者に訴える力が弱いのが残念だ。おそらく筆者は、裁かれる人間が第三者であつた場合には、客観的な見方をされる方だと推測されるが、本作は、かつてその社長のもとで働いた経験があつたためか、冷静な観察者になりえない。個人的なバイアスのかかつた裁判であつたことから、客観性を見失われたと思われる。自分の過去と重ならない被告人の裁判の傍聴記であれ

ば、筆者の真価が發揮できたのではないだろうか。コンテストの次回があるか未定だが、仮にあるとすれば、捲土重来を期待したい。

学生部門の佳作に選ばれた「証言台の人たち」は、高校生の方の感想である。今後に少しでもお役に立つべく、私の個人的な感想をやや詳細に述べてみたい。

NHK番組の「昔話裁判」から裁判に興味を覚え、裁判傍聴を勧める会に参加して、実際に裁判所に出かけるという道筋は、齢70年を超える私にとっては、およそこれまで考えられない状況だ。私自身が実際の裁判を初めて見たのは、司法試験に通つて司法修習の時だったので、この際、裁判といふものが、市民や学生の方にどのようなインパクトを持つものなのか、改めて考えなおしたい気になつてしまつた。

その学生さんの「初めての裁判所」の印象は、それだけで最も貴重であり、応募されたこと自体にまず感謝したい。本編の主題は、簡単にいえば、起訴された犯罪内容と、証言台に立つ人とのギャップである。ただし、証言台に立つといつても、そこに立つているのは「証人」ではなく、まぎれもなく「被告人」である。その被告人が、実際に法廷でどのような態度を示し、どのように発言するか、筆者は、3件の裁判を

傍聴して感じた感想を正直に述べている。その当否を実際に見ていない評者が論ずるのは適当ではないであろう。しかし、かつて裁判官として多くの被告人をみてきた私の経験からいえば、法廷に立たされた人間は、必ずしもその「本性」のまま発言することは限らず、時に不可解な言動をすることもあることだけは、申し上げておきたい。もちろん筆者が述べる、「(被告として)証言台にたつて、嘘をつきそうになつたら、この時の自分を思いだしてみたい」という言葉には、異論はない。できうれば、「証言台」にたたない人生を送ることを祈りたい。

* * *

とらえ方はおそらく各人各様であつて当然であるが、その中で、特に印象に残つたことや、考えたことを、自分のなかで消化し、あるいは反芻したうえ、文章に表現して、読み手になにがしかのインパクトを与えていただければと思う。ともすれば冷たいイメージで語られる法や法律が、人間味のあるものとして、受け止めることができれば、主催者として望外の喜びとなろう。

終わりにひと言。今回、こうした傍聴体験記の募集は、初めての試みだが、選者という貴重な体験をした者からすると、できれば、回を重ねてほしいというのが偽らざる気持ちである。これから、市民の方々は、裁判員に選任されるとか、自ら裁判に関与するということはなかなかないかもしれないが、裁判傍聴はそれこそ一挙手一投足で経験できるものである。目の前に展開される出来事にまずは驚かされ、少し見慣れても、新たな発見をしたり、いくら考へても納得がいかないという場面に出くわしたりもする。そうした状況に対する

鈴木 輝一郎（小説家）

先に結論を申し上げる。

大賞と佳作は突出して点を集めましたが、入選作もまた、いずれも良好な水準で、実質的に僅差であった。選考する側も、とても学びの多いコンテストであった。

初めてのコンテストのことでは選考委員から「評価基準がわからない」という声もあがつたが、選考結果をみると、1、場面が映像的に描写されていること 2、著者のスタンスが明確なことという評価基準が共通しているのが興味深かつた。大賞と佳作はいずれもその2つを満たしていた。

大賞「初めての傍聴～傍聴力フェに参加して～」と佳作「初めまして、裁判所」は僅差であった。どちらが大賞でもおかしくない、とてもよい水準であった。その差は単純に運だとおもつていただいて構わない。

入選4作は4作のなかで僅差であった。

「金属探知機の向こうの知らない世界」は作品内のバランスが良好で票を集めた。執筆前の取材や下調べをするように心がけるとよい。

「人生いろいろ、検察官もいろいろ」は、検察官の言動が具体的・映像的などころが票を集めた。掘り下げ方を工夫するとさらによくなるであろう。

「怒りの本人訴訟」はどの選考委員も一定の評価をした。だれからも共感を得られる作品ではある。作品内時間が長いのと、素材を詰め込みすぎたところが惜しまれた。

「社長の末路」はテーマが明確であったが、作品内時間が長く、まとまりに欠けたため点を失した。

学生部門「証言台の人達」は初めての傍聴での緊張が伝わってくる、よいルポであった。まとまりに欠ける印象はあったが、これは慣れれば解決する問題である。

限られた枚数で執筆する場合には、1つのテーマ、1つの場、1つの時間、に絞り込むと、より読みやすくなる。規定枚数よりも多めに書いて、場やテーマを削れば、それだけでいいものに仕上がる。

次回も開催されるのであれば、是非応募していただきたい。（以上）

芝崎美世子（コンテスト事務局）

当コンテストは、裁判員制度十周年を記念し、「大阪ボランティア協会『裁判員ACT』」裁判への市民参加を進める会」によって実施されたもので、裁判の傍聴体験や裁判員の体験、訴訟支援やボランティア活動、広く裁判や司法に関する体験や意見を集めた作文コンテストである。

作品募集は、裁判員制度の施行十年目にあわせて5月21日より開始し、約5ヶ月間、インターネット、チラシ、新聞などによって募集を行った。

応募総数は11編で、あらかじめ予備選考委員による予備選考を行ったのち、一般部門6編、学生部門1編を残し、そのあと選考委員6名による最終選考を行って、一般部門の6編から大賞1作、佳作1作、入選4作を選び、学生部門の1編を佳作として選出した。

応募作は「傍聴記」がほとんどだったが、本人訴訟を体験

した人からの「体験記」もあり、応募数は少なかつたものの、たいへん有意義なコンテストとなつた。全体に高いレベルの作品が多く、選考はたいへん難しかつた。最終選考に残らなかつた作品についても、入選作との差はなく、ほとんど僅差である。

以下、惜しくも最終選考に残らなかつた作品について述べておく。

星海玲「初めての裁判員裁判傍聴記」

裁判所に着いてから裁判まで細かく描写した読みやすい作品である。構成に配慮されておらず、後半あつさり駆け足にされているところが惜しまれる。

とよ「初めての裁判」

殺人に至つた親子関係やそれまでの生活など、被告人の人生について親身になつて考えている。好感がもてる内容である。

天満橋理花「覚せい剤密輸の裁判員裁判を傍聴した日」

表題の覚せい剤事件だけでなく、別の日も傍聴して、漫画や映画とも比較する。枚数が限られているので、どれか一つに絞つて書いた方がよかつただろう。

宮田彗「大人の社会見学」

大人の社会見学は、学生と違い、自分の意思で行くから楽しいという発想は共感がもてる。いろいろ詰め込みすぎて、気持ちなどが十分に伝わらなかつたのが残念である。

* * *

当コンテストは、裁判員制度十年の記念として企画されたが、裁判への市民参加とは、裁判所から一時的に裁判員として選ばれた限られた人のものだけではない。裁判を体験したり、傍聴したりすることは、市民自らの主体的な行動である。とくに傍聴は、訴訟の当事者や裁判員のような立場ではないが、公平で公正な裁判を保障するための制度であり、裁判を受ける権利とともに、市民社会を支える基本でもある。

当コンテストは、市民が自らの言葉で、自らの貴重な体験や感想を語りあう機会として実施された。コンテスト実行委員として、予備選考や最終選考に協力された選考委員の皆さん、また受賞された方のほか、貴重な作品を応募されたすべての方に感謝したい。

謝辞

本コンテストの実施には、2018年の「第6回守屋賞」の賞金の一部を活用した。守屋賞は、長年刑事裁判や少年審判に携わってきた元裁判官の守屋克彦氏が資金を提供して創設したNPO法人「刑事司法及び少年司法に関する教育・学術研究推進センター」（略称「刑事・少年司法研究センター」）〈ERCJ〉が、刑事司法、少年司法の実務と理論の発展のために設けた賞である。ここに深く感謝する。

**2019 裁判体験記・傍聴記コンテスト
受賞作品集（非売品）授賞式配布用・簡易版**

2019年12月1日発行
発行 社会福祉法人 大阪ボランティア協会
大阪市中央区谷町2-2-20
市民活動スクエア CANVAS 谷町